

○関東地方整備局告示第二百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年四月十六日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 小瀬地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県常陸大宮市那賀字河内地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県常陸大宮市宿、下郷、下小瀬及び那賀集落（以下「小瀬地区」という。）を対象に施行される県営農業集落排水事業を全体計画とする「小瀬地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「小瀬地区農業集落排水処理施設整備事業」（以下「本体事業」という。）は、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づき、生活雑排水等を処理するための処理施設及び管路施設を整備するものであり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う処理施設進入路の設置工事は、法

第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

要綱第2において、農業集落排水資源循環統合補助事業の事業主体として都道府県の位置付けがあり、起業者である茨城県は、要綱第7の1に基づく事業実施採択を受けていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

茨城県常陸大宮市は、旧那珂郡大宮町、山方町、美和村及び緒川村並びに旧東茨城郡御前山村の5町村が合併し、平成16年10月に市制施行された。なかでも、小瀬地区が存する旧緒川村は、進学や就職による若年者の転出に加え、少子高齢化の影響もああって人口減少が著しく、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づく過疎地域の市町村として公示されている。

旧緒川村では、稲作中心の農業を基幹産業とし、直販型農業の推進や農村基盤整備などにより農業の近代化が図られてきた一方で、生活様式の高度化により、生活雑排水等が農業用排水路や公共用水域へ流入し、水質の汚濁が進行している。

小瀬地区では、地区内の住宅362戸のうち、64戸については合併処理浄化槽が整備されているものの、残りの298戸については各家庭の生活雑排水等が処理されないか処理が不十分なまま排出されている。この結果、地区内の農業用排水の水質は、農業（水稻）用水基準を満たしていない状況にあり、農作物の品質低下や、悪臭、蚊や蠅などの発生による農村生活環境の悪化が懸念されている。また、汚濁した排水は、一級河川那珂川水系緒川（以下「緒川」という。）へ流入するため、緒川の流水を農業用水として利用する下流地域の農作物にも悪影響を及ぼすおそれがある。

本件事業の完成により、事業計画区域面積53ha、計画処理対象人口1,720人の生活

雑排水等の処理が可能となり、農業用排水の水質が保全され、農作物の品質保全及び農村生活環境の改善が図られる。また、公共用水域である緒川の水質保全にも寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、騒音について、農業集落排水施設設計指針に従った施設構造物の配置及び構造とするため問題はなく、臭気について、臭気発生の少ない汚泥に改質する汚泥改質機構の設置により関係法令に定める基準を満たすものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、農業用排水の水質保全による農作物の品質保全及び農村生活環境の改善等を目的として、農業集落排水施設設計指針等に基づく処理施設及び管路施設を建設するものであり、本件事業の事業計画は、農業集落排水施設設計指針等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地については、小瀬地区内で3案の処理施設候補地が選定され、公道下に設置される管路施設との接続を考慮したうえで検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、民家からの離隔距離が他の2案よりも

短いものの臭気等の周辺環境に与える影響はないこと、施工工種が少なく施工期間が最も短いこと、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、小瀬地区では、大部分の家庭の生活雑排水等が処理されないか処理が不十分なまま排出されている結果、地区内の農業用排水の水質が農業（水稻）用水基準を満たしていない状況にあることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県常陸大宮市役所